

大韓民国倒産制度の現況と展望

Lee, Jin Man (ソウル高等裁判所部長裁判官、倒産法研究会会長)

1. はじめに

この文章は、昨年、日本の東京において開催された第9回東アジア倒産再建協会シンポジウム以降、今回のシンポジウムあいだの大韓民国で起こった倒産制度の変化を説明し、今後の展開方向を展望してみようとしたものである。

2. 倒産事件の受理推移

2010年から2017年までの倒産事件の受理推移は次の表のようである。カッコの中には全体事件の中で電子訴訟（2014年4月29日に導入）の事件数だけを表示したものである。全体事件数対電子訴訟事件数の比率は、2017年の場合、法人回生95.0%、一般回生95.1%、法人破産70.4%、個人破産14.0%、個人回生26.7%で法人回生と一般回生の場合、完全な定着段階に至った。個人破産と個人回生の場合、まだその比重が大きくないが、とても早いスピードで電子事件の比重が大きくなっている。

(1) 全国裁判所

| 区分 | | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 |
|------|---------|--------|--------|--------|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 法人回生 | 受理件数 | 630 | 712 | 803 | 835 | 873 (411) | 925 (798) | 936 (877) | 878 (834) |
| | 前年対比増減率 | | 13.0% | 12.8% | 4.0% | 4.6% | 6.0% | 1.19% | -6.2% |
| 一般回生 | 受理件数 | 597 | 678 | 727 | 830 | 840 (399) | 855 (728) | 741 (695) | 573 (545) |
| | 前年対比増減率 | | 13.6% | 7.2% | 14.2% | 1.2% | 1.8% | -13.33% | -22.7% |
| 法人破産 | 受理件数 | 253 | 312 | 396 | 461 | 539 (128) | 587 (268) | 740 (442) | 699 (492) |
| | 前年対比増減率 | | 23.3% | 26.9% | 16.4% | 16.9% | 8.9% | 26.06% | -5.5% |
| 個人破産 | 受理件数 | 84,725 | 69,754 | 61,546 | 56,983 | 55,467 (1,029) | 53,865 (2,476) | 50,288 (4,275) | 44,246 (6,185) |

| | | | | | | | | | |
|------|---------|--------|--------|--------|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 前年対比増減率 | | -17.7% | -11.8% | -7.4% | -2.7% | -2.9% | -6.64% | -12.0% |
| 個人回生 | 受理件数 | 46,972 | 65,171 | 90,368 | 105,885 | 110,707 (2,571) | 100,096 (6,556) | 90,400 (14,155) | 81,592 (21,787) |
| | 前年対比増減率 | | 38.7% | 38.7% | 17.2% | 4.6% | -9.6% | -9.69% | -9.7% |

2017年にはすべての分野の倒産事件が2016年に比べて減少した。その原因を具体的に分析した資料はなく、概ね推測してみるしかない。景気の相対的回復、その間に構造調整を持続的に推進してきた結果、不正企業ないし限界にきた企業が減少した点、個人倒産手続と関連するブローカーの活動を防止するための対策が実効をあげるにつれ、ブローカーによる個人倒産手続の申請が減らされた等が原因として推測される。また企業不正を予防するために企業構造調整促進法により通常的に年に2回債権者銀行が実施する信用危険評価が2017年には1回にとどまり信用危険評価の後続措置として設けられた法人回生手続申請およびそれによる経営者等に対する倒産手続の申請が減らされるだろうとも推測される。

(2) ソウル回生裁判所

| 区分 | | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 法人回生 | ソウル回生 | 155 | 191 | 268 | 296 | 368 | 390 | 404 | 324 |
| | 全国 | 630 | 712 | 803 | 835 | 873 | 925 | 936 | 878 |
| | 全国対比比率 | 24.6% | 26.8% | 33.4% | 35.4% | 42.2% | 42.2% | 43.2% | 36.9% |
| 回生単独 | ソウル回生 | 185 | 235 | 247 | 303 | 374 | 372 | 301 | 232 |
| | 全国 | 597 | 678 | 727 | 830 | 840 | 855 | 741 | 573 |
| | 全国対比比率 | 31.0% | 34.7% | 34.0% | 36.5% | 44.5% | 43.5% | 40.6% | 40.5% |
| 法人破産 | ソウル回生 | 122 | 183 | 190 | 222 | 246 | 307 | 390 | 351 |
| | 全国 | 253 | 312 | 396 | 461 | 539 | 587 | 740 | 699 |
| | 全国対比比率 | 48.2% | 58.7% | 48.0% | 48.2% | 45.6% | 52.3% | 52.7% | 50.2% |
| 個人破 | ソウル回生 | 19,861 | 14,062 | 13,175 | 13,186 | 13,805 | 13,516 | 11,746 | 9,943 |

| | | | | | | | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 産 | 全国 | 84,725 | 69,754 | 61,546 | 56,983 | 55,467 | 53,865 | 50,288 | 44,246 |
| | 全国対比比率 | 23.4% | 20.2% | 21.4% | 23.1% | 24.9% | 25.1% | 23.4% | 22.5% |
| 個人回生 | ソウル回生 | 8,907 | 13,806 | 20,455 | 25,234 | 25,167 | 21,351 | 17,000 | 15,310 |
| | 全国 | 46,972 | 65,171 | 90,368 | 105,885 | 110,707 | 100,096 | 90,400 | 81,592 |
| | 全国対比比率 | 19.0% | 21.2% | 22.6% | 23.8% | 22.7% | 21.3% | 18.8% | 18.8% |

計 34 名の裁判官が倒産実務を担当しており、法人回生、法人破産、一般回生事件の約 40% 程度がソウル回生裁判所に集中されている。ただ集中度は 2016 年に比べて多少落ちている。

3. 債務者回生法の一部改正

昨年報告以降の 2017 年 12 月 12 日に債務者回生および破産に関する法律（以下「債務者回生法」）のうち、個人回生手続に関する部分に微細な改正があった。一つは個人回生事件において弁済期間を最長 5 年から 3 年に短縮した点である。個人回生制度の導入趣旨に合わせて回生可能な債務者たちを早い時期に積極的な生産活動に復帰できるようにするためアメリカや日本のように個人回生の弁済期間が 3 年を超えないように短縮したのである。ただ、清算価値保証のために必要な場合のような例外的なときには弁済期間を最長 5 年まで設けることができる。この改正条項は実施日である 2018 年 6 月 13 日以降に受理された事件から適用されるのが原則であるが、ソウル回生裁判所は 2017 年 12 月頃からその以前にすでに認可された事件に対してもこれを事実上、遡って適用することで債務者の迅速な再起を求めている。もう一つは債務者に預り金を返還すべき事由が生じたにも関わらず債務者が返還を求めない場合にこれを供託できる根拠規定を用意した点である。

4. 倒産実務の最近動向

2017 年 3 月 1 日にソウル回生裁判所が設立して以来、実務上多くの改善があり、これは、ある程度、安定化段階に入っていると判断される。以下では最近、成し遂げられている実務動向を簡単に報告する。

(1) 事前計画案 (P-Plan) とストーキングホース契約の成果

昨年、東京シンポジウム年間報告において紹介したように、事前計画案 (P-Plan) とストーキングホース契約を活用した、迅速で効率的な回生手続進行事例が起り始めた。ソウル回生裁判所は S ゴルフ場に対する回生事件において上記の二つの制度を利用して開始決定日から 47 日内で回生計画認可決定をした。S ゴルフは 2017 年 12 月 31 日までワークアウト手続

を進行したが、思った通りにならないとすぐ、Aと売却代金700億ウォーンのストーキングホース契約を締結し、主債権者はG銀行等債権者過半数以上の同意を得て認可前M&Aを内容にする事前計画案を作成、提出した。裁判所は2018年3月5日に回生手続開始決定をするとともに、売却主幹事を選定してストーキングホース方式によるM&A手続を進行した。入札参加期限内に3箇所の企業から引受意向書が提出されたが、BがAより高い金額で入札しており、するとAはBが提示した条件と比べより有利な条件で優先引受権を行使した結果、最終引受予定者に選定された。Aが追加で増額した買収代金30億ウォーンの配分と関連して債権者達の間で追加交渉過程を経て事前計画案修正案を用意し、その修正案が関係人集会で回生債権者のうち91.32%の圧倒的な多数の賛成で可決され、裁判所は同日回生計画を認可した。この事件はP-Plan回生手続を通じ開始決定日からわずか47日以内で回生計画認可まで至る事例として、「裁判所の事前関与なしに」債務者と債権者および投資者が自ずからP-Planを準備、申請した最初の事例である。すなわち、ワークアウト終了まで回生できなかった企業が回生手続申請以前に、投資者および債権者と具体的な回生計画を協議し企業実査と投資契約を経て事前計画案まで作成した後回生手続を申請した。裁判所はP-Planとストーキングホース方式が結合した回生手続の迅速な進行を通じ企業価値の減少を最小化し、債務者会社に対する烙印の効果を防止し、劣悪な債務者の交渉力を補強し市場価格をきちんと反映した売却金額が決定されるようにした事例である。その結果、約30億ウォーンの債務弁済額の増加、資金調達率引下および労働者に対する雇用保証期間増加等の効果が生じた。

近来、事前計画案とストーキングホース契約のうち、どちらかだけを利用した回生事件もだんだん増加している。

(2) 自律構造調整支援プログラム試行

近来、韓国の倒産実務、特にソウル回生裁判所の最も主な関心事は、法廷再建手続である債務者回生法上の回生手続をより柔軟に運営することで、裁判外構造調整(Out-of-Court Restructuring)と法廷構造調整(In-Court Restructuring)の長所を結合した融合型回生手続を企てることである。こうした企ての一環として試みられているのが自律構造調整支援プログラム(Autonomous Restructuring Support Program、ARS Program)である。このプログラムは回生手続開始申請から開始決定までのあいだの期間(ARS期間)を債権者と債務者の自律的構造調整期間として利用するようにし、裁判所が債務者回生法上の権限を活用して債権者と債務者の自律的構造調整を支援することを主たる内容とする。ARS期間中に裁判所は回生手続開始決定を保留し、債務者が主要債権者たちと自律的構造調整協議をするようにし、その協議が妥結されると、回生申請自体を取るようになることである。ARS期間中に裁判所は主要債権者と債務者等利害関係人から構成される「回生手続協議会」(回生裁判部主宰下で当該事件の債務者、主要債権者、実査会計法人等利害関係人たちが回生手続進行方向を論議する協議会)を運営しつつ自律構造調整協議状況を確認し、その協議進行に必要な債務者回生方上支援措置をすることになる。

より詳しく説明すると、回生手続開始を申請した債務者や債権者たちが自律構造調整意思を表示した場合、裁判所は「回生手続協議会」を招集しこれを確認した後、「回生手続開始可否保留決定」をする。開始可否保留期間は最初 1 ヶ月で、自律構造調整協議進捗状況により追加で 2 ヶ月まで延長することができ、最大 3 ヶ月を原則にする。債務者は従前と同様に商取引債権を弁済しつつ正常営業を行い、主要債権者たちと自律的に私的構造調整協議を進行する。この段階で裁判所は「債務弁済禁止等保全処分」をしないか、または「保全処分」で弁済が禁止される債権から商取引債権を除く決定をすることで、正常営業ができるように支援措置をする。自律構造調整協議の結果、主要債権者達と債務者間に構造調整案が最終妥結されると、回生申請を取り下げ裁判所はこれを許可する。仮に構造調整に関する合意が成立しなければ、裁判所は回生手続を開始し、その場合にも債権者の 1/2 の同意がある回生計画案があれば、P-Plan 手続を活用して回生手続を迅速に進行する。回生手続開始可否保留期間中に債務者・債権者たちが要請する場合、回生裁判所は債務者回生法上の制度を活用して次のような様々な支援措置をする。すなわち、債務者に対する弁済禁止等保全処分、債権者達に対する強制執行禁止等包括的禁止命令、構造調整のための実査担当会計法人をそのまま回生手続開始前調査委員で選任、運営資金貸出等 DIP ファイナンスに対する裁判所許可、債権者協議会推薦の CRO 選任（債権者と債務者間の疎通窓口、資金支出監督、構造調整法案提示）、協議を支援するための調停委員（Mediator）を選任して中立的調停委員が債権者と債務者間だけでなく債権者間で（賛成債権者 vs. 反対債権者）の構造調整のための協議仲裁等の支援を行う。その他回生手続開始以前においても引受希望者がいる場合、認可前 M&A 手続を開始し、手続の迅速な進行を企てられるようにし、開始決定とともに事前に協議されていた認可前営業譲渡許可をして即時に正常営業ができるようにする。

裁判所のこうした法案は限時法で制定されてから有効期間が満了した後、再立法論議が再度検討されている企業構造調整促進法上の裁判所外構造調整手続（workout）を裁判所内の回生手続と結合させ市場の需要を充足しようとする実験であると評価できるだろう。

(3) 中小企業適合型回生手続（S-Track）実施

限界に来ている企業のうちほとんどが中小企業であるにも関わらず、ほとんどの中小企業は倒産手続を通じた構造調整や清算を考慮していない。これはほとんどの中小企業が代表者個人の力量に大きく依存しているのが大きな原因であり、詳説すると次の二つの理由に起因する。一つは倒産制度に対する理解不足と手続的障害要因である。中小企業の人たちに倒産手続はまだ社会での落伍や失敗を意味する否定的なイメージを持っており、見慣れない複雑すぎる手続である。もう一つは回生手続における株式消却のために自分の分身である企業に対する経営権を喪失するかもしれないという恐怖である。こうした原因を除去することで回生企業のほとんどを占める中小企業の迅速な再起を助けるために、ソウル回生裁判所は、支援に焦点を合わせた中小企業適合型回生手続を用意した。この適合型回生手続は原則的に負債 150 億ウォン以下の企業が適用対象であるが、その他にもベンチャー企業、家族企業、企

業に対する回生手続と同時に経営者個人に対する回生手続も必要な企業、倒産手続に関する情報が脆弱な企業等も利用が可能である。このプログラムの最も大きな特徴はソウル回生裁判所をハブ（HUB）にして、各界の中小企業支援プログラムを相互に連係することで回生手続に関する情報を提供することとあいまって、その利用による利点と効用をきちんとわかるようにする点にある。中小企業のために用意された支援プログラムは次のようである。回生手続開始申請前支援プログラムには、ソウル回生裁判所 NewStar 相談センターを通じ S-Track 等回生手続進行時に助力が可能な領域に対する相談、政府部署である中小ベンチャー企業部または中小企業振興公団の債務調整関連相談センターと連係する S-Track 案内、ソウル回生裁判所の回生コンサルティングプログラムに対する情報提供等があり、申請段階では弁護士協会を通じ申請代理人団を構成し、これを回生裁判所ホームページで掲示することで中小企業の回生手続申請上の便宜を提供し、手続進行段階では、CRO（Chief Restructuring Officer）と交渉支援調停委員（裁判所で提供）を活用して債務者と利害関係人間の協力を支援して、私募ファンド、金融投資協会、KAMCO 等の Onbid システム、sale&lease back 活用等多様な資金調達経路に関する情報の提供等を行う。回生手続終結段階では信用保証基金を通じた認可後回生企業に対する貸出支援等を用意している。中小企業経営者の経営権喪失の恐怖に対する対策には、中小企業の回生計画に持分保有条項（Equity Retention Plan）をおいた方策を用意した。すなわち、回生債権者に対する出資転換で新株発行時これを償還転換優先株として発行し、認可後 3 年以内で既存経営者管理人（DIP）の努力で回生手続を超えた利益を生じさせた場合、償還を通じて償還転換優先株を消滅させる（旧株主の相対的持分回復）、または既存経営者が自身の資金を持って償還転換優先株を優先に買収できるようにする（旧株主の絶対的持分回復）ことで、既存経営者管理人の企業支配権維持の可能性を付与することである。ソウル回生裁判所では 2017 年 11 月 10 日にこうした内容の回生計画が初めて認可された。

(4) 国際倒産協力強化

ソウル回生裁判所は 2018 年 4 月 23 日にアメリカニューヨーク南部連邦破産裁判所と業務契約を締結した。二つの裁判所は並行手続（二つの裁判所で同時に進行される倒産手続）の効率的で公正な処理のための交信および協力、相手裁判所倒産手続の承認および支援事件の効率的で迅速な処理のための交信および協力、相手裁判所の倒産手続に対する相互理解を高めるための交信および支援、他の国際倒産手続における交信および協力のために必要な全般的な事項に関して相互協力をすることに約束した。ソウル回生裁判所は、2018 年 5 月 16 日に、シンガポール大法院とも業務契約を締結したが、その内容はニューヨーク南部連邦破産裁判所との業務協約内容とほぼ同じである。また世界主要国家の倒産裁判所が加入されている司法倒産ネットワーク（Judicial Insolvency Network）において成案された「国際倒産事件における裁判所間共助」規範（Guidelines for Communication and Cooperation between

Courts in Cross-Border Insolvency Matters, 「JIN Guidelines」 を採択することで国際倒産事件における共助をより強化している。

5. 倒産制度と関連する今後の展望

2018年6月30日に、その間に裁判所外の構造調整手続（out-of-court restructuring, workout）の根拠法律として機能してきた企業構造調整促進法の有効期間が満了し、2018年7月1日からその法が失効した。これにより金融機関はこの法を代替する手段として企業構造調整業務運営協約を用意し、これを民間金融機関で自律的に構造調整を促進できる根拠としてしようとした。上の協約の内容は既存の企業構造調整業務の連続性を維持する次元で企業構造調整促進法上手続をそのまま反映した。したがって協約に加入しても議決事項を履行しない債権者金融機関には損害賠償金や違約金も課することができる。協約は新しい企業構造調整促進法が制定・施行される日までその効力を維持する。しかし、対象金融機関全体のうち、約81%程度だけこの協約に加入し実効性は企業構造調整促進法より落ちることが予想される。現在、国会には、従前、企業構造調整促進法とほぼ同じ内容の限時立法案と施行期間に制限がない法案が一緒に提出されて審議を待機している。その審議過程において企業構造調整促進法の効用と機能に関する論争が反復されることが予想される。金融系の要求により時限立法として再び立法される可能性が高い。個別金融機関に対する政府の影響力がだんだん減少し金融機関が株主利益の極大化および危険回避に向かうにつれ、裁判所外自律的構造調整よりも裁判所を通じた構造調整を利用しようとする傾向が強化されている状況において、ソウル回生裁判所が模範的に試みている、out-of-court と in-court 融合型回生手続である自律構造調整支援プログラムが、市場からどの程度擁護されるか、どの程度の効果が得られるか帰趨が注目される。この融合型構造調整プログラムが成功する場合、企業構造調整促進法の機能を相当部分、代替できるだろうし、今後、立法にも影響を及ぼすだろう。

（翻訳：大阪大学大学院法学研究科博士課程 李英）